

公 告

令和８年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務の事業予定者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和８年２月１２日

島根県知事 丸山 達也

１ 提案競技に付する事項

(1) 業務名

令和８年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務

(2) 業務内容

令和８年度島根県保育人材確保支援事業の実施に係る業務

(3) 仕様等

「令和８年度島根県保育人材確保支援事業に係る委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

(5) 提案価格の上限額（予定）

１６，８９６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）※派遣管理費の総額とする
※契約締結日は、令和８年４月１日以降を予定。また、この提案競技募集は、令和８年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力が生じるものとし、島根県議会において令和８年度当初予算が否決された場合は、契約を締結しないこととする。

２ 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(9)までのすべての要件を満たし、島根県知事の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後２年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税等について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

ア 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

島根県税の未納の徴収金がないこと。

所管税務署が発行する未納の徴収金がないこと。

イ 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

法人税または所得税の未納の徴収金がないこと。

- (5) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 過去5年以内に、業種や規模をほぼ同じくする業務の実績がある者であること。

3 提案書等の提出について

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加申込書 1部（様式1）

イ 会社概要書又は経歴書 1部

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

エ 直近の財務諸表 1部

オ 納税証明書の写し

① 島根県内に本支店、営業所又は事務所がある場合

島根県税の未納の徴収金がない旨の証明書

所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書

② 島根県内に本支店、営業所又は事務所がない場合

所管税務署が発行する未納の徴収金がない旨の証明書

カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部

キ 労働者派遣事業許可証（有効期間内に限る）の写し（※） 1部

※ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項及び第8条第1項に基づく許可証

ク 担当者届 1部（様式2）

ケ 実績届 1部（2(9)の実績の詳細について記載すること）

コ 提案書 6部（様式3）

サ 見積書 1部

派遣管理費及び保育士等人件費の時間単位の単価（消費税及び地方消費税を除く。）を記載し、提案する派遣数量に応じた派遣管理費の総額も明記すること。

(2) 提出書類の形式

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

- ・ 3(1)アからケまでの書類については、令和8年3月4日（水）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。
- ・ 3(1)コからサの書類については、令和8年3月11日（水）午後5時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着とする。

ウ 提出先

9と同じとする。

4 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに電子メールにて様式4により提出すること。併せて9の担当者へ電話連絡すること。
- (2) 提出先は、9と同じとする。
- (3) 提出期限は、令和8年2月24日（火）午後5時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、令和8年3月2日（月）（予定）までに、島根県子ども・子育て支援課のホームページ(https://www.pref.shimane.lg.jp/kodomo_kosodate/)に掲載する。
また、訪問又は電話による質問は原則として受け付けないこととする。
- (5) 本事業と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

5 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和8年3月6日（金）（予定）までに、通知する。

6 選定方法

- (1) 別に設置する「令和8年度島根県保育人材確保支援事業委託業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、別添評価基準により厳正な審査を行い、業務受託予定者の選定を行う。
- (2) 評価及び得点の付与方法は、別途定める審査要綱に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (3) 評価点の最も高い者を業務受託予定者とする。総合評価点が最も高い者が2人以上あるときは、見積額が安価な者を業務受託予定者とする。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会による審査を行い、委託事業者を選定する。選定は、プレゼンテーションによる。

ア 日程

令和8年3月23日（月） 時間・場所等詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションの方法

20分程度で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を10分程度設定する。

- (5) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果や審査内容に係る質問や対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 参加する資格のない者が提案したとき。

- イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- ウ プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- エ 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。
- オ 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- カ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- キ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1) 契約内容等の協議

業務内容に関する細目事項等については、委託先候補者と県の間で協議の上契約内容を決定する。なお、協議のうえ企画提案の一部を変更する場合がある。

委託先候補者と県との間で協議が整わない場合は辞退とし、次点の提案者を委託先候補者とし、同様に協議する。

(2) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 前金払

前金払いは行わない。

(5) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(6) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

8 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、提案競技を中止する場合を除き返却しない。
- (7) 提案者は企画提案書の提出をもって、公告及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 保育人材係 担当：高橋

電話（直通）	0 8 5 2 - 2 2 - 5 7 0 2
電子メール	hoiku@pref.shimane.lg.jp
受付時間	午前 9 時から午後 5 時まで（土日祭祝日を除く）

(別添)

《評価基準》

それぞれの審査委員が下記の視点で採点し、審査員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

審査員の持ち点の合計点の6割を基準点とし、基準点に満たない提案者は選外とする。

評価項目		評価基準
1	事業の理解度及び業務遂行体制について	・事業全般に対するコンセプト及び目標 ・事業全般のスケジュール及び業務の実施体制等 ・労働者派遣に対する考え方 等
2	派遣保育士等の確保について	・派遣保育士等の確保方策及び見込み
3	派遣保育士等の派遣について	・派遣保育士等と保育所等のマッチングの考え方 ・派遣料（時間単位）及びその積算根拠 （派遣料を人件費と派遣管理料に区分するとともに、賃金、各種手当、法定福利費、広報費、事務費等、それぞれの構成要素を明記すること）
4	派遣後の支援について	・フォロー活動の考え方及び手法 ・直接雇用に繋がる支援の工夫
5	その他	・事業目的達成のために、効果的で独自性のある企画の提案 ・同種の業務の受託実績、その他必要と思われること